



(号外)

明治三十五年三月三十日可

官報		(号外) 独立行政法人国際印刷局	
〔法 律〕		(一〇九) アルコール健康障害対策基本法	
○消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律(一一〇)		(一〇九) 構造改革特別区域計画を認定した件 (内閣府二五三二一五七)	
○がん登録等の推進に関する法律(一一〇)		(一〇九) 構造改革特別区域計画の変更を認定した件(同二五八二一六五)	
○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(一一一)		(一〇九) 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件(同二六六二六七)	
○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(一二〇)		(一〇九) 地域再生計画を認定した件(同二六八二一七四)	
○大学の教員等の任期に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律(一二一)		(一〇九) 地域再生計画の変更を認定した件(同二七五二七六)	
○研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(一二二)		(一〇九) 総合特別区域計画を認定した件(同二七七二七九)	
○研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(一二三)		(一〇九) 総合特別区域計画の変更を認定した件(同二八〇二九〇)	
〔政 令〕		(一〇九) 人事院規則二二〇(倫理法の適用を受けない非常勤職員)の一部を改正する政令(二二〇)	
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令(三四一)		(一〇九) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令(二二一)	
○沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令(三四二)		(一〇九) 厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令(二二二)	
○国家戦略特別区域諮問会議令(三四三)		(一〇九) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二二三)	
○農地中間管理事業の推進に関する法律(二二四)		(一〇九) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二二四)	
○農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(二二五)		(一〇九) 人事院規則二二〇(倫理法の適用を受けない非常勤職員)の一部を改正する政令(二二五)	
○薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(二二六)		(一〇九) 人事院規則二二一(厚生労働二二九)	
○生活保護法の一部を改正する法律(二二七)		(一〇九) 人事院規則二二二(厚生労働二二九)	
○生活困窮者自立支援法(二二八)		(一〇九) 人事院規則二二三(厚生労働二二九)	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(二二九)		(一〇九) 人事院規則二二四(厚生労働二二九)	
〔省 令〕		(一〇九) 人事院規則二二五(厚生労働二二九)	
○社会保険協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令等の一部を改正する省令(厚生労働二二九)		(一〇九) 人事院規則二二六(厚生労働二二九)	
〔規 则〕		(一〇九) 人事院規則二二七(厚生労働二二九)	
○人事院規則二二〇(倫理法の適用を受けない非常勤職員)の一部を改正する人事院規則(二二七)		(一〇九) 人事院規則二二八(厚生労働二二九)	
○国家戦略特別区域法(二二七)		(一〇九) 人事院規則二二九(厚生労働二二九)	
○特定秘密の保護に関する法律(二二八)		(一〇九) 人事院規則二二〇(厚生労働二二九)	

本号で公布された

法令のおひさま

開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改止関係

1 人材の確保等の支援

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改止関係

科学省
法律の一部を改正する法律（法律第九九号）（文部科学省）

国は、研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他研究開発等に係る運営及び管理に係る業務の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（2において「運営管理に係る業務」という。）に關し、専門的な知識及び能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるとともに、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するためには必要な施策を講ずるものとした。（第二〇条の二及び第一〇条の三関係）

(一) 人文科学のみに係る科学技術を含む取扱いとした。(第一五条の二関係)
(二) 科学技術に関する研究者又は技術者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの
(三) 研究開発等に係る運営管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。)において同じくに従事する者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの

◇薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(法律第一〇三号)(厚生労働省)

一 薬事法の一部改正関係

- (1) 医薬品の販売業等に関する規制の見直しに関する事項

要指導医薬品の定義及び店舗販売業の許可等に関する事項

一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

一般用医薬品と異なる医薬品の区分として「要指導医薬品」を新設し、要指導医薬品とは、次の医薬品のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のため薬剤師の対面による情報の提供及び

薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものとした。(第四条第五項)

第四号関係)

(1) その製造販売の承認の申請に際して、既に製造販売の承認を与えていたる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、效能、効果等が明らかに異なると認められた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

(2) その製造販売の承認の申請に際して、(1)の医薬品と有効成分、分量、用法、用量、效能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

(3) 毒性が強いものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの

(4) 毒性が強いものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの

□ 医薬品の店舗販売業の許可是、要指導医薬品又は一般用医薬品を、店舗において販売し、又は授与する業務について行うものとした。(第二五項関係)

ハ 店舗販売業の許可を受けようとする者は、その者との間の通信手段等を記載した書類等を添付して、その店舗の構造設備の概要等を記載した申請書をそ

を販売し、又は授与する場合にあっては、その者との間の通信手段等を記載した書類等を記載した申請書をそ

の店舗の所在地の都道府県知事等に提出しなければならないものとした。(第六条第二項及び第三項関係)

二 厚生労働大臣は、店舗における医薬品の販売又は授与の実施方法(その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合における者の者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。)に関する事項等の店舗販売業者が遵守すべき事項を定めることができるとした。(第二九条の二第一項関係)

イ 薬局開設者は店舗販売業者(以下この(2)から(4)までにおいて「薬局開設者等」という。)は、要指導医薬品に関する事項

イ 薬局開設者等は、要指導医薬品の販売業者等を記載した申請書をそ

の店舗の所在地の都道府県知事等に提出しなければならないものとした。(第六条第二項及び第三項関係)

二 厚生労働大臣は、店舗における医薬品の販売又は授与の実施方法(その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合における者の者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。)に関する事項等の店舗販売業者が遵守すべき事項を定めることができるとした。(第二九条の二第一項関係)

イ 薬局開設者は店舗販売業者(以下この(2)から(4)までにおいて「薬局開設者等」という。)は、要指導医薬品の販売業者等を記載した申請書をそ

の店舗の所在地の都道府県知事等に提出しなければならないものとした。(第六条第二項及び第三項関係)

二 厚生労働大臣は、店舗における医薬品の販売又は授与の実施方法(その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合における者の者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。)に関する事項等の店舗販売業者が遵守すべき事項を定めることができるとした。(第二九条の二第一項関係)

イ 薬局開設者は店舗販売業者(以下この(2)から(4)までにおいて「薬局開設者等」という。)は、要指導医薬品の販売業者等を記載した申請書をそ

の店舗の所在地の都道府県知事等に提出しなければならないものとした。(第六条第二項及び第三項関係)

二 厚生労働大臣は、店舗における医薬品の販売又は授与の実施方法(その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合における者の者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。)に関する事項等の店舗販売業者が遵守すべき事項を定めることができるとした。(第二九条の二第一項関係)

イ 薬局開設者は店舗販売業者(以下この(2)から(4)までにおいて「薬局開設者等」という。)は、要指導医薬品の販売業者等を記載した申請書をそ

の店舗の所在地の都道府県知事等に提出しなければならないものとした。(第六条第二項及び第三項関係)

二 厚生労働大臣は、店舗における医薬品の販売又は授与の実施方法(その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合における者の者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。)に関する事項等の店舗販売業者が遵守すべき事項を定めることができるとした。(第二九条の二第一項関係)

□ 医薬品の店舗販売業の許可は、要指導医薬品又は一般用医薬品を、店舗において販売し、又は授与する業務について行うものとした。(第二五項関係)

口 提供の義務の免除は、第一類医薬品がに基づく指導を行わせなければならない場合に適用し得ると認められる場合に限るものとした。(第三六条の一〇第六項関係)

ハ 店舗販売業者について、イからハま

でを準用することとした。(第三六条の一〇第七項関係)

(1) その他の

イ 薬局開設者等は、イによる情報の提供及び指導を行わせるに当たつては、他者に當該薬剤師に、あらかじめ、要指導医

薬品を使用しようとする者の年齢、他

の薬剤又は医薬品の使用の状況等を確

認させなければならぬものとした。

(第三六条の六第二項関係)

ハ 薬局開設者等は、イによる情報の提

供又は指導ができないとき、その他要

指導医薬品の適正な使用を確保するこ

とができるないと認められるときは、要

指導医薬品を販売し、又は授与しては

ならないものとした。(第三六条の六第

三項関係)

二 薬局開設者等は、要指導医薬品の適

正な使用のため、その薬局又は店舗に

おいて要指導医薬品を購入し、又は譲

り受けようとする者等から相談があつ

た場合には、薬剤師に、必要な情報を

提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならないものとした。(第三六条の六第四項関係)

ハ 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって医薬品を製造し、その医薬品以外の医薬品をいう。(4)において(1)及び(2)及び(3)と同様の規定を設けることとした。(第九条の二及び第九条の三第一項関係)

二 薬局開設者等は、要指導医薬品及び医薬品以外の医薬品をいう。(4)において(1)及び(2)及び(3)と同様の規定を設けることとした。(第三六条の三第一項関係)

三 薬局開設者等は、要指導医薬品及び医薬品以外の医薬品をいう。(4)において(1)及び(2)及び(3)と同様の規定を設けることとした。(第三六条の四第一項関係)

二 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たつてはいる者に対し、必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならぬものとした。(第二五条の一関係)

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第二十条 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法
律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「農業改良資金に係る債務の保証の業務に関する經理」についての第三条の規定によ
る改正後の「を削り、「同条第一号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金(次号に規定する
ものを除く。)」と、同条第三号中「就農支援資金」とあるのは「就農支援資金及び」を「同条中「次
に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び旧農業改良資金(に、「」とする)を「を」いう。
第一十二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように
改正する。

第一百八十八条 削除

第一百八十八条を次のように改める。

(株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の一部改正)

第一十二条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十二号)の一部を次
のように改正する。

第四十一条中「機構及び」を「機構並びに」に改め、「承認会社」の下に「及び承認組合」を加え
る。

(旧農業者年金基金法の一部改正)

第一十三条 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するも
のとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八条第一
項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法(昭和四
十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号イ中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十二条の十
二」を「第十二条の十四」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 新藤 義孝
財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 林 芳正

御名 御璽

平成二十五年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二百三号

(薬事法の一部改正)

第一条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「区長」の下に「次項」を「第十条」の下に「(第三十八条第一項において準用す
る場合を含む。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同
条第一項の次に次の二項を加える。

2. 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記
載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 その薬局の名称及び所在地

三 その薬局の構造設備の概要

四 その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要並びにそ
の薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の販売又は授与の業務を行
う

六 その他厚生労働省令で定める事項

五 法人にあつては、薬局開設者の業務を行ふ役員の氏名

六 その他の厚生労働省令で定める事項

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 その薬局の平面図

二 第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管
理させる場合にあつては、その薬局の管理者の氏名及び住所を記載した書類

三 第一項の許可を受けようとする者及び前号の薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関
する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者
の氏名及び住所を記載した書類

四 その薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては、次のイ及びロに掲げる書類

イ その薬局において販売し、又は授与する医薬品の薬局医薬品 要指導医薬品及び一般用医
薬品に係る厚生労働省令で定める区分を記載した書類

ロ その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対する一般用医薬品を販売し、又は授与
する場合にあつては、その者との間の通信手段その他の厚生労働省令で定める事項を記載し
た書類

五 その他の厚生労働省令で定める書類

四 第四条に次の二項を加える。

5. この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 薬局開設者 第一項の許可を受けた者をいう。

二 登録販売者 第三十六条の八第二項の登録を受けた者をいう。

三 薬局医薬品 要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品(専ら動物のために使用されるこ
とが目的とされているものを除く。)をいう。

四 要指導医薬品 次のイからニまでに掲げる医薬品(専ら動物のために使用されることが目的
とされているものを除く。)のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくない
ものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使
用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面に
による情報の提供及び薬学的知識に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大
臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

イ その製造販売の承認の申請に際して第十四条第八項第一号に該当するとした医薬品であ
ら厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

ロ その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分 分量 用法 用量 効
能 効果等が同一性を有すると認められた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてか
ら厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

ハ 第四十四条第一項に規定する毒薬

五 一般用医薬品 医薬品のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくないも
のであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用
されることが目的とされているもの(要指導医薬品を除く。)をいう。

第五条第二号中「医薬品の調剤及び」を「調剤及び調理された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の」に改め、同条第三号中「第十六条第一項第三号」を「第十六条第四項第三号」に改め、同号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。
第七条第一項中「第四条第一項の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）」を「薬局開設者（第四条第五項第一号に規定する薬局開設者をいう。以下同じ。）」に改める。

一 薬局における医薬品の試験検査その他の医薬品の管理の実施方法に関する事項
二 薬局における医薬品の販売又は授与の実施方法（その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対する一般用医薬品（第四条第五項第五号に規定する一般用医薬品を除く。以下同じ。）

一 薬局における医薬品の試験検査その他の医薬品の管理の実施方法に関する事項
二 薬局における医薬品の販売又は授与の実施方法（その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に對して一般用医薬品（第四条第五項第五号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）を販売し、又は授与する場合におけるその者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。）に関する事項

第九条の三を第九条の四とする。
第九条の二の見出しが「(調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等)」に改め、同条第一項中「処

事で電磁的録音（電子的方法）は、被験者の個人の知識によつて記憶をすることからできない。第三十二回に於ける記録によって、電子計算機による情報処理の用に供するものとし、当該電磁的記録に記録されし事項と厚生省労働省の記録とを比較して、記録の正確性を検討する。

省令で定める方法により表示したものを含む。)を用いて「提供させなければ」を「提供させ、又は必要とする方法で見ることづく旨等を丁寧せなければ」に改め、同条第二項中「若しくは歯科医師

を「又は歯科医師」に、「処方せんにより調剤された薬剤」を「処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬局において調剤された」を「当該薬局開設者から当該」に改めることとする。

め「により」の下に「その薬局において」を加え「をして、その適正な使用のために」を「に」に、「に」に、「提供させなければ」を「提供させ又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければ」に改

2め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
薬局開設者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たつては、当該薬剤師に、

あらかじめ、当該薬剤を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認せなければならぬ。

3 薬局開設者は、第一項に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができるないとき、その他同項に規定する薬剤の適正な使用を確保することができないと認められるとき

は、
当該薬剤を販売し、又は授与してはならない。
第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の二条を加える。
(原則第十一項の二を第九条の三とし、第九条の二を第九条の四とする。)

第九条の二 薬業者の販賣は、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師から交付された薬業者の販賣は、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師から交付され、併し一方雙方に割引を設けた薬剤につき、薬剤師に販売させ、又は受取させなければならない。

第十一条中、「以内に」の下に「厚生労働省令で定めるところにより、その」を加え、同条に次の二項を加える。

2 薬局開設者は、その薬局の名称その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ厚生労働省令で定めるところにより、その薬局の所在地の都道府県知事にその旨を

届け出なければならない。
第二十一条第一項中「販売する」を「販売し、又は授与する」に改める。

第二十二条 削除
第一二二条を次のように改める。

第二十三条の十七第一項中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」に
下この条において同じ。」を削る。

第五項第四号に規定する要指導医薬品を「一般用医薬品」(医薬品のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくないもの)であつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの)を「要指導医薬品」(第四条第五項第一号中「一般用医薬品」に改める)。第二十六条第一項中「区長」の下に「次項及び」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第一号中「第三十六条の四第一項の登録を受けた者」(以下「登録販売者」という。)を「登録販売者」に改め、「授与の」の下に「業務を行う」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書をその店舗の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

3 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 その店舗の名称及び所在地
三 その店舗の構造設備の概要

4 一 その店舗の平面図
二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

5 一 その他厚生労働省令で定める事項

6 一 その店舗における医薬品の販売又は授与の業務を行なう体制の概要
二 その店舗の平面図

7 一 第二十八条第一項の規定によりその店舗をその指定する者に実地に管理させる場合にあつては、その指定する者の氏名及び住所を記載した書類

8 一 第二十九条第一項中「店舗販売業の許可を受けた者(以下「店舗販売業者」という。)は、一般用医薬品以外の医薬品」を「店舗販売業者は、薬局医薬品(第四条第五項第三号に規定する薬局医薬品をいふ。以下同じ。)」に改め、ただし書を削る。
二 第二十九条の二第一項中「店舗における医薬品の管理の方法」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

9 一 店舗における医薬品の管理の実施方法に関する事項
二 店舗における医薬品の販売又は授与の実施方法(その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に對して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合にあつては、その者との間の通信手段その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類を加える)に関する事項

10 一 第二十七条の中「店舗販売業の許可を受けた者(以下「店舗販売業者」という。)は、一般用医薬品以外の医薬品」を「店舗販売業者は、薬局医薬品(第四条第五項第三号に規定する薬局医薬品をいふ。以下同じ。)」に改め、「により」の下に「その薬局又は店舗において」を「第一類医薬品の適正な使用のため」に改め、「により」の下に「その薬局又は店舗において」を加え、「薬剤師をして」を「薬剤師に」に改め、「書面」の下に「(当該事項が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方により表示したものと含む。)」を加え、「その適正な使用のために」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

第三十六条の六第五項中「前各項」の下に「(第一項ただし書及び第三項ただし書を除く。)」を加え、「第一項及び第二項中「薬局又は店舗」とあるのは「業務に係る都道府県の区域」と「」を「第一項本文及び第三項本文中」に、「第一項から第三項までの規定中」を「薬局又は店舗」とあるのは「業務に係る都道府県の区域」と「」に「同項」を「第五項」に「読み替える」を「薬局又は店舗」とあるのは「業務に係る都道府県の区域」と「」と「医薬品の販売又は授与」とあるのは「医薬品の配置販売」と「」と読み替えるに改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「医薬品」を「第一類医薬品」に改め、「掲示台」の下に「第一類医薬品が適正に使用されると認められる場合に限る。」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「店舗販売業者は」の下に「一般用医薬品の適正な使用のため」を「により、」の下に「その薬局又は店舗において」を加え「をして、その適正な使用のために」を「に、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「その薬局又は店舗において」を「第一類医薬品の適正な使用のため」に改め、「により、」の下に「その薬局又は店舗において」を加え「をして、その適正な使用のために」を「に、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

第三十六条の六第一項の次に次の二項を加える。

2 薬局開設者は、前項の規定による情報の提供を行わせるに当たつては、当該薬剤師に、あらかじめ、第一類医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認せなければならない。

3 薬局開設者は、前項の規定による情報の提供を行わせるに当たつては、当該薬剤師又は登録販売者に、あらかじめ、第一類医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認せるよう努めなければならない。

第三十六条の六を第三十六条の十とし、第三十六条の三から第三十六条の五までを四条ずつ繰り下げ、第三十六条の二の二に次の四条を加える。

(薬局医薬品の販売に從事する者等)

第三十六条の三 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、薬局医薬品につき、薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

2 薬局開設者は、薬局医薬品を使用しようとする者以外の者に対する正当な理由なく、薬局医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物、診療施設の開設者(以下「薬剤師等」という。)に販売し、又は授与するときは、この限りでない。(薬局医薬品に関する情報提供及び指導等)

第三十六条の四 薬局開設者は、薬局医薬品の適正な使用のため、薬局医薬品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面(当該事項が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものと含む。)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的情見に基づく指導を行わせなければならぬ。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

2 薬局開設者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たつては、当該薬剤師に、あらかじめ、薬局医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認せなければならない。

3 薬局開設者は、第一項本文に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができないとき、その他薬局医薬品の適正な使用を確保することができないと認められるときは、

4 薬局開設者は、薬局医薬品の適正な使用のため、その薬局において薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局において薬局医薬品を使用する者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、必要な情報を探求させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

(要指導医薬品に関する情報提供及び指導等)

第三十六条の六 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品の適正な使用のため、要指導医薬品について、薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

2 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品を使用しようとする者以外の者に対する、正当な理由なく、要指導医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

(要指導医薬品に関する情報提供及び指導等)

第三十六条の五 薬局開設者又は店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、要指導医薬品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面(当該事項が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

2 薬局開設者又は店舗販売業者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たっては、当該薬剤師に、あらかじめ、要指導医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。

3 薬局開設者又は店舗販売業者は、第一項本文に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができるないとき、その他要指導医薬品の適正な使用を確保することができないと認められるときは、要指導医薬品を販売し、又は授与してはならない。

4 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品の適正な使用のため、その薬局若しくは店舗において要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた要指導医薬品を使用する者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、必要な情報を探求させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

第三十八条中「医薬品の販売業」を「店舗販売業」に改め、後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 配置販売業及び卸売販売業については、第十条第一項及び第十二条の規定を準用する。

第四十条第一項中「第十条」を「第一項各号を除く」、第十条第一項に「医薬品の試験検査の実施方法」を「次に掲げる事項」に「品質確保の方法」を「販売業又は貿易業の営業所における高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の品質確保の実施方法」に改め、同条第二項中「及び第十条」を「各号を除く」及び第十条第一項に「医薬品の試験検査の実施方法」を「次に掲げる事項」に「除く」、「除く」を「以下この項において同じ」の販売業又は貿易業の営業所における一般医療機器の品質確保の実施方法」に改める。

第四十六條第一項中「薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獸医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者」及び「これらの人々」を「薬剤師等」に改める。

第四十九条の見出しを「処方箋医薬品の販売」に改め、同項ただし書中「薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは歯科医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者」を「薬剤師等」に改め、同条第二項中「処方せん」を「処方箋」に改める。

第五十条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同条第十号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「第三十一項」を「第三十二六項」に改め、同条第六号中「三十六条の三第一項」を「三十六条の二第一項」に改める。

第六条第一項に改め、同号は、同条第七号とし、同条第八号の二号を加え、
第五十一条第七号に、厚生労働省令で定める事項
第五十六条第四号中、「第五十条第七号」に改める。

第五十五条の二第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品及び一般用医薬品（専ら動物のために使用され

ることが目的とされているものを除く。)を陳列する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これらを区別して陳列しなければならない。

第六十九条及び第六十一一条中「第五十条第七号」を「第五十条第八号」に改める。
第六十九条第一項中「第二十二条」を削り、「第八十条第一項」の下に「若しくは第四項」を加へる。

え、同条第一項中「第九条〔一〕を「第九条第一項〔一〕に、第九条の二、第九条の三、第十条〔一〕を「若しくは第二項〔一〕四十四条第一項において準用する場合を含む。」第九条の二から第九条の四ま

第八十条第四項^一を加える。

第七十一条第四項中「第一〔十六條第一項第一号〕」を「第一〔十六條第四項第一号〕」に改める。
第七十二条第一項中「第二〔十六條第一項第一号〕」を「第二〔十六條第四項第一号〕」に改める。

第七十五条第一項中、「第二十六条第一項第三号」を「第二十六条第四項第三号」に改める。
第七十六条中、「第四条第一項」を「第四条第四項」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第七十六条の四中「もの」の下に「以下この条及び」を加え、「又は賃取若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列しては」を「所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の

用途に使用しては、改める。

第八十三条第一項中「第三十六條の六第一項（同条第五項において）」を「第九条の三第一項、第一項及び第四項、第三十六条の十一第一項及び第二項（同条第七項において）これららの規定を」に、「第

七条第三項」を「次項、第七条第三項」に改め、「及び第十条」の下に「(第三十八条第一項において)
準用する場合を含む。」を加え、「第八条の二第一項」を「同条第三項第四号イ中「医薬品の薬局販
売」

薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品」とあり、並びに同号口、第二十五条第一号、第二十六条第一号、第三项第五号、第二十九条の二第一項第一号、第三十一条、第三十六条の九（見出しが含む。）第

十六条の十の見出し、同条第五項及び第七項並びに第五十七条の「第三項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第八条の二第一項に改め、「餌育者」との下に「第九条第一項第二号に規定する一般用医薬品（第四条第五項第五号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）」とあるのは「

「薬品」とを加え、「販売する」を「販売し、又は授与する」に、「一般用医薬品（医薬品のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされてるもの）」、「以下同じ。」とあるのは、「医薬品」と、同条第二号、第三十一条、第三十六条の五（見出しを含む。）、第三十六条の大第三項及び第五項並びに第五十七条の一第一項中「」を「要指導医薬品（第四条第五項第四号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）又は」に「第十八条第三項」を「次項及び第二十八条第三項」に、「第三十六条の四第一項」を「同条第三項第四号中「医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品」とあるのは、「医薬品」と、「第三十六条の八第一項」に、「第三十六条の五第二号」を「第三十六条の九第一号」に、「第三十六条の六第二項」を「第三十六条の十第三項及び第四項」に改め、「第三十八条中「準用する。この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（店舗販売業者にあつては、その店舗の所在地が第三十六条第一項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは、「準用する。」と削り、「処方せん医薬品」を「処方箋医薬品」に、「処方せん」を「処方箋」に、「第五十条第六号」を「第五十条第七号」に、「第三十六条の三第一項」を「第三十六条の七第一項」に、「同条第十号」を「同条第十一号」に「の処方せん」を「の処方箋」に、「同条第十一号」を「同条第十二号」に、「第五十七条の二第一項」を「第五十七条の二第三項」に改める。

第八十三条の二の二第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第四項」に、「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同条第二項中「及び第三十六条の六第一項」を「並びに第三十六条の十第三項及び第四項」に「一般用医薬品」を「薬局医薬品（第四条第五項第三号に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。）」に「」と「ならない。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品については、この限りでない。」とあるのは、「ならない。」を「以外の医薬品」に「同項」を「第三十六条の十第三項」に改め、「従事する者」との下に「同条第十四項中「当該薬剤師又は登録販売者」とあるのは、「当該販売又は授与に従事する者」とを加え、「調剤した薬剤の適正な使用のために」を削り、「提供しなければ」を「提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければ」に改める。

第八十七条第一号中「第十条」を「第十条第一項」に改め、「含む。」の下に「又は第二項（第三十二条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（薬剤師法の一部改正）

第二条 薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。
第二十五条の二の見出しを「（情報の提供及び指導）」に改め、同条中「薬剤師は」の下に「調剤した薬剤の適正な使用のため」を加え、「調剤した薬剤の適正な使用のために」を削り、「提供しなければ」を「提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければ」に改める。

（施行期日）
附 則

(業局開設等の許可の申請に関する経過措置)
の日又はこの法律の公布の日いづれか遅い日

第一条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第一項の規定による改正前の業事法（以下「旧法」という。）第四条第一項又は第二十六条第一項の許可の申請であつて、この法律の

施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

